

令和5年度第2回神奈川県感染症対策協議会 次第

日時 令和5年7月27日（木）
19時30分～21時30分
会場 県庁西庁舎6階 災害対策本部室
（原則ZOOM出席とする）

1 報告事項

新型コロナウイルス感染症の流行状況等について

2 議題

感染症予防計画の改定について

3 その他

<資料>

資料1 新型コロナウイルス感染症の流行状況等について

資料2 感染症予防計画の改定について

神奈川県感染症対策協議会 委員等名簿

NO	区分	氏名	所属団体・機関及び職名	備考
1	委員	森 雅亮	東京医科歯科大学 大学院医歯学総合研究科 生涯免疫難病学講座/聖マリアンナ医科大学 リウマチ・膠原病・アレルギー内科 教授	会長
2		小倉 高志	神奈川県立循環器呼吸器病センター 所長	副会長
3		笹生 正人	公益社団法人神奈川県医師会 理事	
4		小松 幹一郎	公益社団法人神奈川県病院協会 副会長	
5		吉村 幸浩	横浜市立市民病院感染症内科長	
6		武田 翔	神奈川県議会厚生常任委員会 委員長	新規就任
7		山岸 拓也	国立感染症研究所薬剤耐性研究センター第四室室長/実地疫学研究センター	
8		岩澤 聡子	防衛医科大学校医学教育部衛生学公衆衛生学講座 講師	
9		境 真理子	株式会社テレビ神奈川総務局長兼経営戦略室長代理	新規就任
10		山田 佳乃	神奈川県医療危機対策本部室長	新規就任
11		赤松 智子	横浜市医療局健康安全部健康危機管理担当部長	
12		川島 伸一	川崎市健康福祉局保健医療政策部長	
13		三森 倫	相模原市保健所長	
14		土田 賢一	横須賀市保健所長	
15		阿南 弥生子	藤沢市保健所長	
16		濱 卓至	茅ヶ崎市保健所長	代理出席 副所長 前田 典康
17		廣末 治	神奈川県都市衛生行政協議会代表 逗子市福祉部次長兼国保健康課長	
18		小宮 好徳	神奈川県町村保健衛生連絡協議会代表 開成町子育て健康課参事兼課長	欠席
19		富澤 一郎	横浜検疫所長	代理出席 検疫衛生課長 梅田 恭子
20		古屋 明弘	横浜市消防局救急部長	
21	会長招集者 (オブザーバー)	遠藤 則子	公益社団法人神奈川県歯科医師会 副会長	
22		長場 直子	公益社団法人神奈川県看護協会 専務理事	
23		橋本 真也	公益社団法人神奈川県薬剤師会 副会長	
24		加藤 馨	一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会 会長	
25		吉川 伸治	地方独立行政法人神奈川県立病院機構 理事長	
26		多屋 馨子	県衛生研究所 所長	
27		大久保 久美子	県福祉保健福祉事務所長会代表 鎌倉保健福祉事務所長	
28		岡部 信彦	川崎市健康安全研究所所長	

○神奈川県

NO	氏名	職名	備考
1	阿南 英明	医療危機対策統括官兼理事	
2	畑中 洋亮	医療危機対策統括官兼政策局顧問	
3	山田 佳乃	医療危機対策本部室長	再掲
4	山崎 元靖	感染症対策担当部長	
5	中山 克仁	医療危機対策調整担当課長	
6	多田 由加里	感染症対策連携担当課長	
7	城田 正樹	感染症対策企画担当課長	

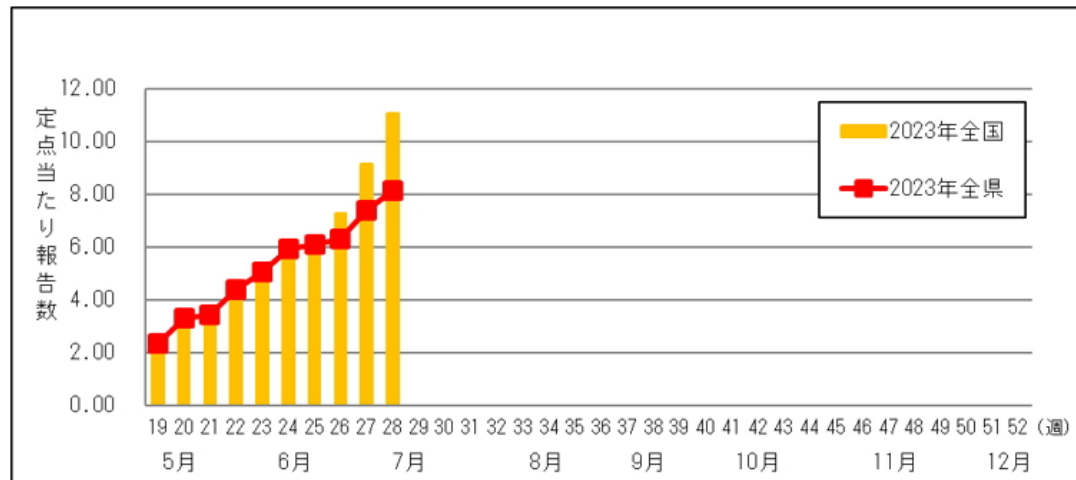


新型コロナウイルス感染症の 流行状況等について

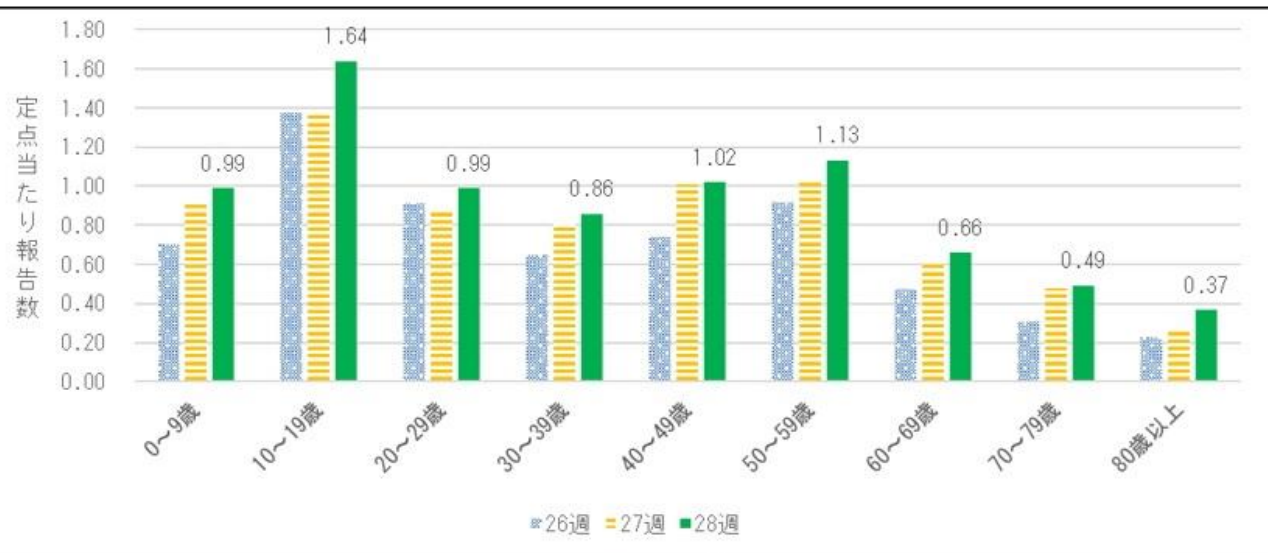
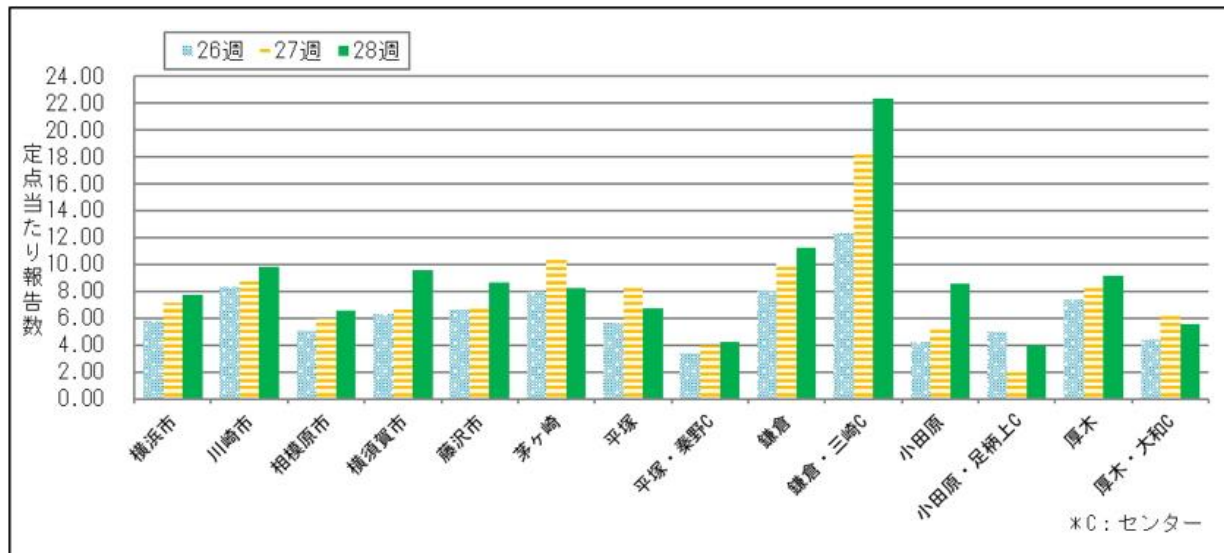
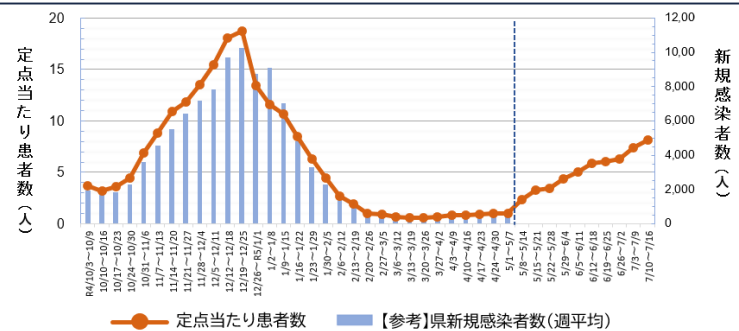
神奈川県健康医療局医療危機対策本部室

2023年7月27日 v1.0

流行トレンド



定点報告の考え方
 増加、横ばい、減少などの傾向の判断
 実患者数の推定には使えない
 (以前の波との安易な比較はすべきでない)



SARS-CoV-2ゲノムサーベイランス

表 2: 民間検査機関からの検体に基づく亜系統検出

Pango lineage (Nextclade 2.14.1)	検体数 (第24週)	割合
BA.2	10	5.00%
FK.1.1	5	2.50%
FR.1	2	1.00%
BN.1.2	2	1.00%
Others	1	0.50%
BA.5	7	3.50%
CK.1.1	2	1.00%
Others	5	2.50%
その他	183	91.50%
XBB.1.16	37	18.50%
FL.4	16	8.00%
XBB.1.5	13	6.50%
XBB.1.9.1	12	6.00%
EG.5.1	11	5.50%
EG.1	10	5.00%
XBB.1.16.2	8	4.00%
XBB.2.3.3	7	3.50%
XBB.1.16.1	7	3.50%
XBB.1.5.5	7	3.50%
XBB.1.9.2	5	2.50%
XBB.2.3.2	5	2.50%
EG.2	4	2.00%
FL.2	4	2.00%
FL.5	3	1.50%
XBB.2.3.6	3	1.50%
FY.3	2	1.00%
FU.1	2	1.00%
FL.1	2	1.00%
FL.10	2	1.00%
XBB.2.3	2	1.00%
XBB.1.5.24	2	1.00%
FL.2.2	2	1.00%
XBB.1.5.37	2	1.00%
Others	15	7.50%
総計	200	100.00%

2023.7.7 厚労省ADB資料

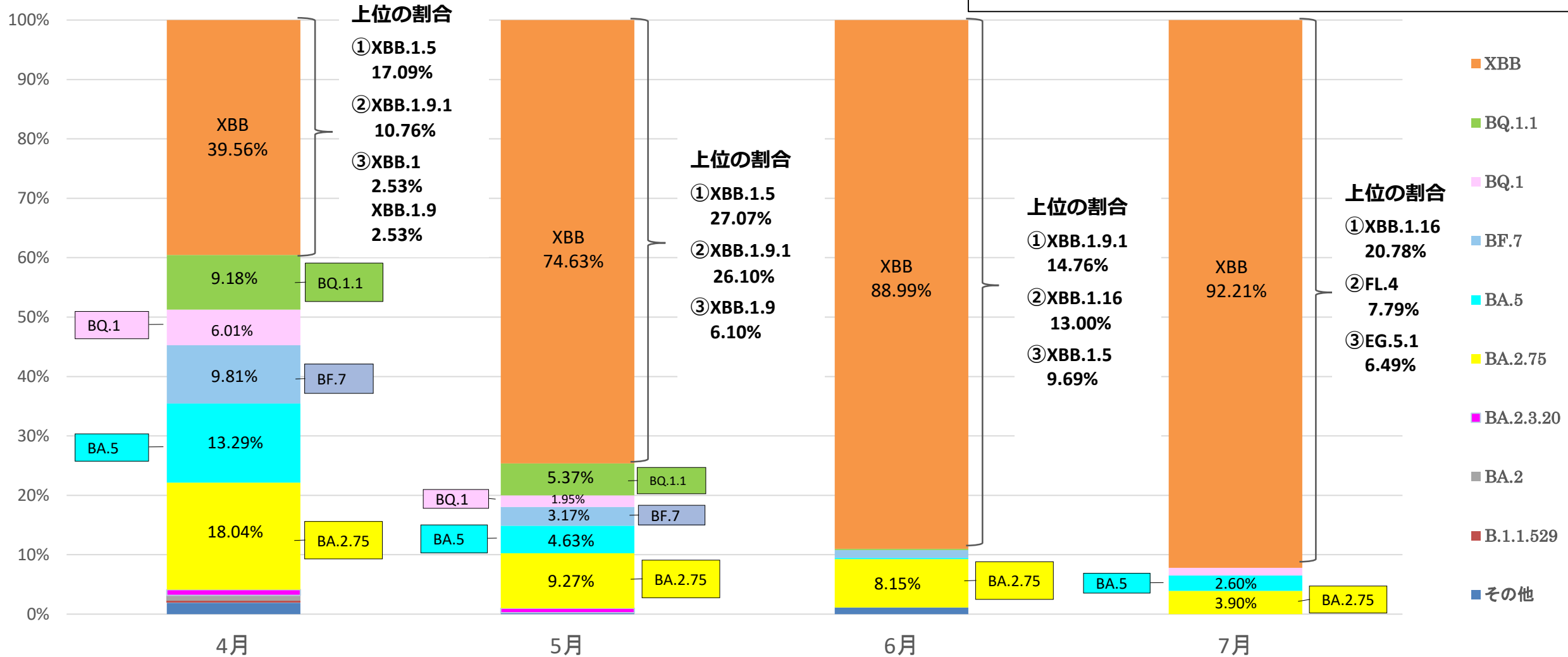
2023年第24週に民間検査機関(200検体中)で検出された、XBB.1.16系統は37検体(18.5%)であり、FL.4系統は16検体(8.0%)であった(表2)。民間検査機関データを用い、多項ロジスティック回帰モデルにより将来の亜系統検出割合を推定したところ、24週から第28週にかけて、それぞれの亜系統の検出割合はXBB.1.16*系統が上昇傾向、XBB*系統が上昇傾向、XBB.1.5*系統が低下傾向、XBB.1.9*系統が低下傾向と推定された(図6)。多項ロジスティック回帰モデルでの推定であることから、信頼区間が亜系統によっては広いことに注意する必要がある(*下位系統を含む、各亜系統分類については、図注釈参照)。

出典: 民間検査会社2社から提供されたゲノムデータ

SARS-CoV-2ゲノムサーベイランス（神奈川県）

2023年7月26日作成

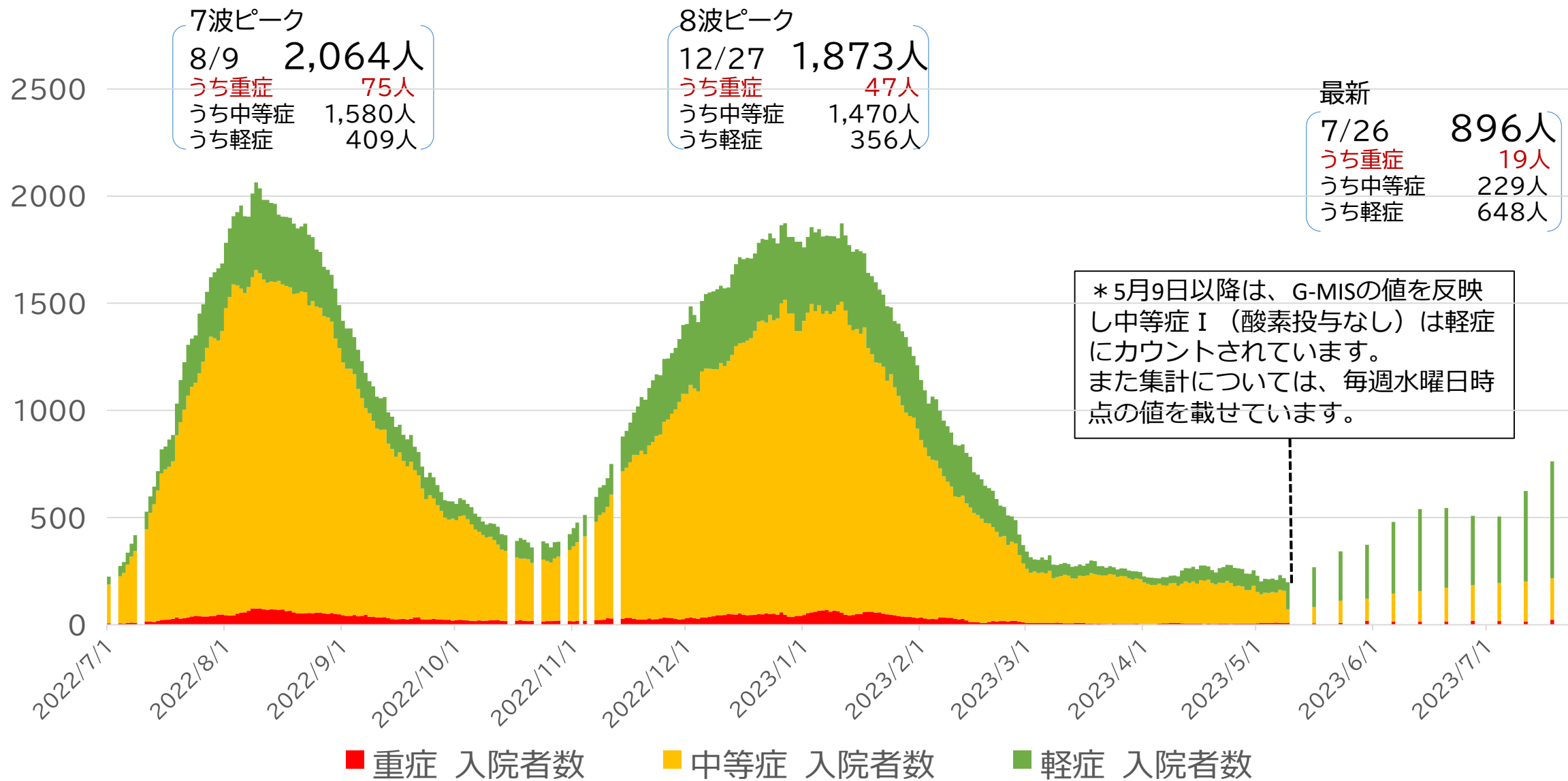
2023年4月1日～7月12日時点（結果判明日）



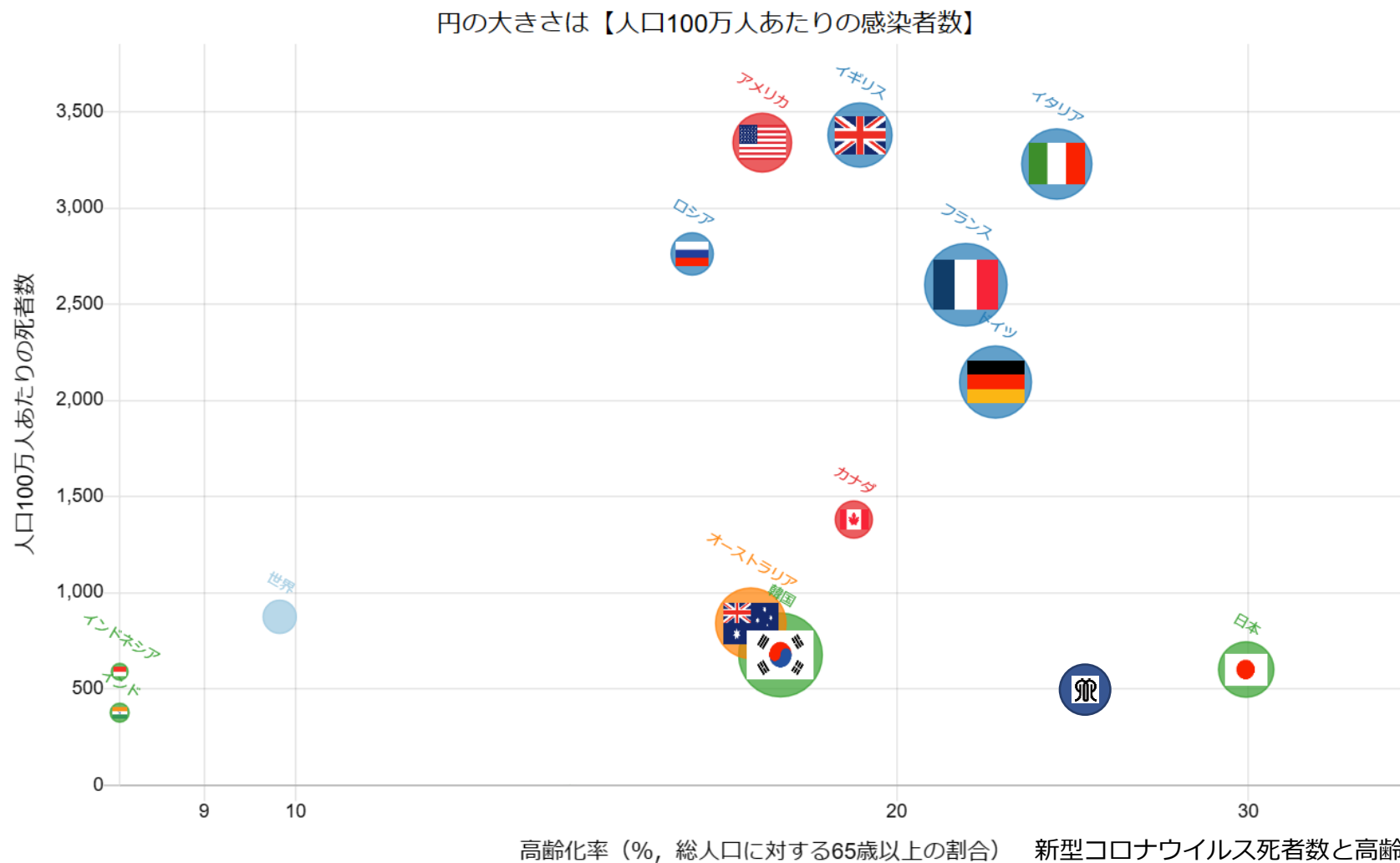
2023年

コロナ入院者数の推移（重症度別）

2023年7月26日 現在



2023/07/05



高齢化率 (%、総人口に対する65歳以上の割合)

新型コロナウイルス死者数と高齢化率【世界・国別】

札幌医科大学医学部 附属フロンティア医学研究所 ゲノム医科学部門

<https://web.sapmed.ac.jp/canmol/coronavirus/bubble.html> を加工



感染症予防計画の改定について

神奈川県 医療危機対策本部室

2023年7月27日 ver.1.1

計画の性格

感染症法第10条により、感染症の予防のための施策の実施に関し、同法第9条で厚生労働大臣が定める「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に即して、都道府県等が定める計画。

当初策定

平成11年10月

直近改定

平成29年3月(概ね5年に1回改定)

(参考) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)

(予防計画)

第十条 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画(以下この条及び次条第二項において「予防計画」という。)を定めなければならない。

2 予防計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地域の実情に即した**感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策**に関する事項
- 二 地域における**感染症に係る医療を提供する体制の確保**に関する事項
- 三 **緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策**(国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項

3 予防計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、感染症に関する研究の推進、人材の養成及び知識の普及について定めるよう努めるものとする。

予防計画の位置づけ

国

【感染症法第9条第1項】
厚生労働省は基本指針を定めなければならない。

【基本指針】
感染症の予防の推進の基本的な方向 ほか

↓ 即して作成

都道府県

【感染症法第10条第1項】
都道府県は基本指針に即して予防計画を定めなければならない。

【**予防計画**】
感染症発生予防・まん延防止施策 ほか

保健所設置市区

【感染症法第10条第14項】
保健所設置市区は基本指針及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県が定める予防計画に即して予防計画を定めなければならない。

【**予防計画**】
感染症発生予防・まん延防止施策 ほか

← 整合

↑ 整合

→ 整合

【医療法第30条の4第1項】
都道府県は基本指針に即して、かつ地域の実情に応じて医療計画を定める

国	【指針】
都道府県	【都道府県医療計画】

【特措法第7条第1項】
都道府県知事は政府行動計画に基づき、都道府県行動計画を作成

【特措法第8条第1項】
市町村長は都道府県行動計画に基づき、市町村行動計画を作成





都道府県	【都道府県新型インフルエンザ等対策行動計画】
市町村	【市町村新型インフルエンザ等対策行動計画】

【地域保健法第21 - 23、26 - 27条】
人材確保/検査体制整備

改定のポイント

- 医療提供体制、検査体制及び宿泊療養体制等に関する**数値目標の設定**
- 上記数値目標を担保するための、**関係医療機関等との協定締結**
(令和6年9月完了目途)
- 保健所設置市においても、**感染症予防計画を策定**(令和6年4月施行)
- 都道府県連携協議会の**設置**(当県は感染症対策協議会で対応・設置済み)

県の今までの取組と予防計画との関係について

	発生 R2.1～	第1波 R2.4～	第2波 R2.7～	第3波 R2.12～	第4波 R3.4～	第5波 R3.7～	第6波 R4.1～	第7波 R4.7～	第8波 R4.12～
県の対応	国の施策を先導する取組								
<ul style="list-style-type: none"> ・D-MAT派遣要請 ・医療提供体制「神奈川モデル」構築 ・宿泊施設運用開始 ・健康観察 ・ITを活用した健康観察 ・「認定医療機関連絡会議」等の開催 ・「C-CAT」の創設 ・臨時医療施設の稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急酸素投与センター設置 ・パルスオキシメーターの貸与 ・入院優先度スコア導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域療養の神奈川モデル」構築 ・病床確保に関わる協定を締結 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携した自宅療養者への生活支援実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・抗原検査キット配布事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主療養届出システムの開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設への検体採取チーム運用開始 			
 病床	(1939床)	1,555床	1,790床	2,000床	2,440床	2,200床			
 外来		1,500機関	1,650機関	1,700機関	2,000機関	2,200機関			
 検査	1,400件	7,400件/日	77,000件/日	77,000件/日	79,000件/日	78,000件/日			
 宿泊	3施設	7施設	9施設	8施設	11施設	13施設			

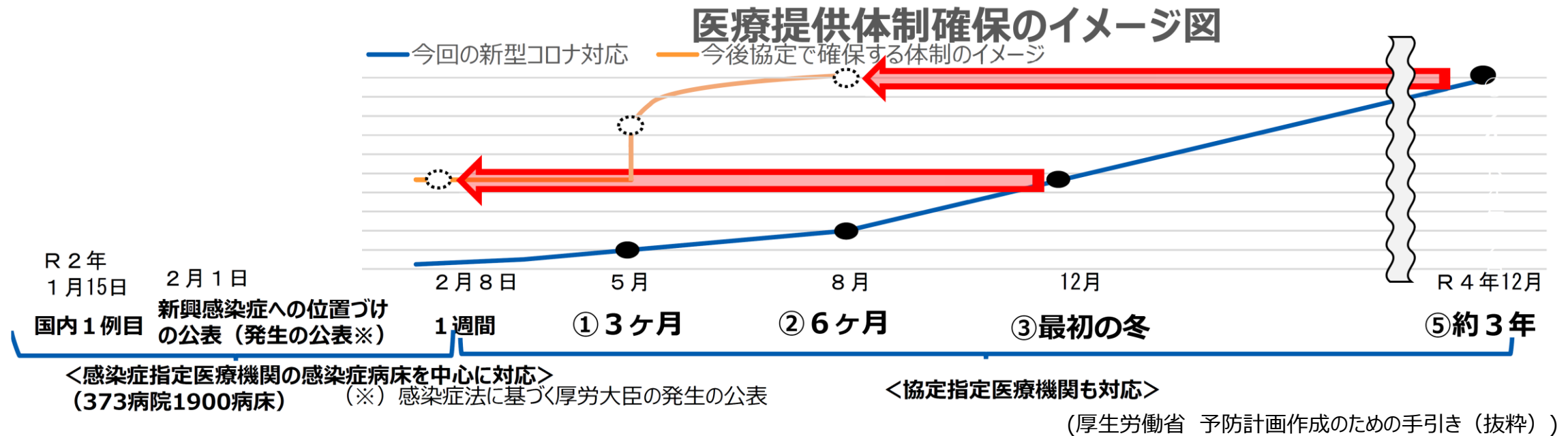
国の施策を先導する神奈川県の取組（病床確保、自宅・宿泊療養、クラスター対応、協定等）が、国の基本指針等に反映

1 流行初期（3ヶ月まで）

- 新興感染症発生の公表後、流行初期の3ヶ月までの間は、新型コロナ発生の公表後約1年後（最初の冬に相当する波が発生）の入院・外来の患者数の規模に、前倒しで対応できるよう、体制を確保することを目指す。

2 流行初期以降（3ヶ月後から6ヶ月まで）

- ① 流行初期の3ヶ月経過後には、流行初期対応を行っていない公的医療機関等（対応可能な民間医療機関を含む。）も加えて、体制を確保することを目指す。
- ② その後、6ヵ月までに、新型コロナ対応で約3年かけて確保した最大値（R4.12）の体制について、これまで対応を行ってきた全ての医療機関を念頭に、できる限り速やかに確保することを目指す。



- **新型コロナ対応に係る県と保健所設置市の経験を踏まえて計画を策定する**
- **保健所設置市の予防計画と県の予防計画との整合を図る**
- **国基本指針を踏まえる一方で、新型コロナの経験を踏まえた適切な数値目標の設定を検討する**
- **数値目標の設定に当たり、新型コロナと同様に、新興感染症の発生に伴い特措法が適用され、感染症の予防及びまん延の防止に関する各種措置が行われることを念頭に検討する**
- **数値目標を担保する関係医療機関等との協定締結は、令和6年3月までに行う**

神奈川県連携協議会

計画主体 (県・市)

県

保健所設置市 (任意事項含む)

基本的な方向
(連携協設置等)

総合調整事項

医療提供体制
(医療機関(病院・診療所)、
保険薬局、訪問看護事業所)

予防及びまん延
防止施策

検査体制
(地衛研、医療機関(病院・
診療所、民間検査会社)

移送体制

宿泊施設体制
(公的宿泊施設、
民間宿泊施設)

外出自粛対象者
療養環境整備

人材育成

保健所体制
(域内保健所)

緊急時事項

学識経験者等

メディア

市町村

検疫所

消防本部

衛生研究所

※結核等、特定の感染症に関する既存項目も継続して規定

協定締結機関・事業者



厚労省の方針

- 対応する感染症は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とし、これまでの教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組む。
- 流行の段階に分けて、病床数や検査数等について**目標値**を設定。
- 目標値の裏付けとして、原則として関係機関[医療機関(病床・外来等)、宿泊施設、検査機関等]と数値入りの**協定を締結**する。

6/23厚労省説明会

- 数値目標の設定・協定締結に向けた事前調査は既定事項
- 調査結果は全て国で集約予定

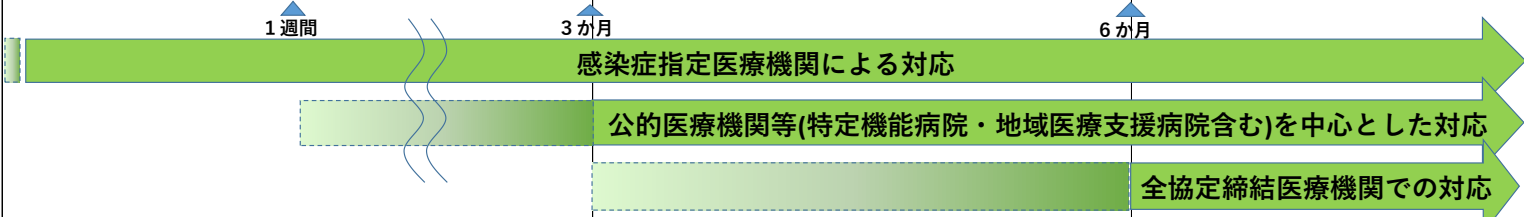
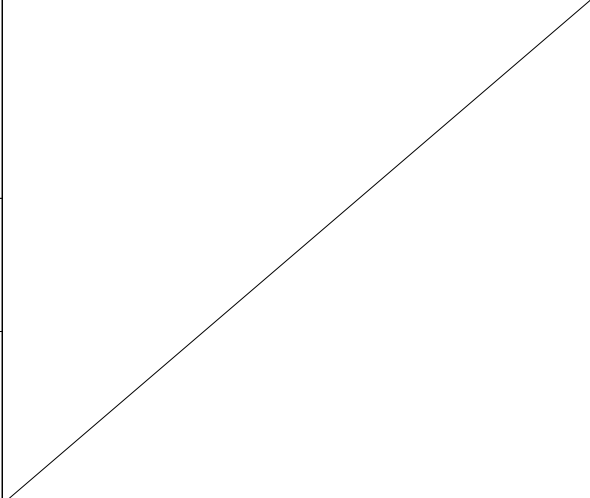


県の対応

厚労省の**方針**及び**事前調査結果**を踏まえ、感染症対策協議会において目標数値を協議

目的	○感染症予防計画に記載する医療提供体制等の数値目標の基礎となる数値の把握 ○感染症法に基づく医療措置協定に係る医療機関との円滑な協議・締結作業の準備 → 新型コロナ対応を念頭に置いた医療提供体制をどれくらいの機関が構築する意向があるかを把握
対象	神奈川県内の病院・診療所（外来対応医療機関）、保険薬局及び訪問看護事業所 ※宿泊施設や検査会社は別途直接調整予定のため調査対象外
方法	Webフォームによる調査 （対象機関に電子メールで依頼送付）
主な設問	※医療機関向け 【病床確保】 流行初期・初期以降の病床数見込み及び新型コロナでの実績値 【発熱外来】 流行初期・初期以降の患者数見込み及び新型コロナでの実績値 【自宅療養者対応】 流行初期以降の自宅療養者への医療提供可能数見込み及び新型コロナでの実績値・オンライン対応 【個人防護具備蓄】 マスク・ガウン・手袋等の備蓄状況
期間	7月24日～8月7日

国指針に基づく、数値目標の考え方(医療提供体制)

項目	実施機関	国が想定する設定			
		流行初期		流行初期以降	
		厚労大臣の公表後 1週間以内	厚労大臣の公表後 3か月以内	厚労大臣の公表後 6か月以内	
医療提供体制 (※)	病床数 (重症者病床、特に配慮が必要な患者用病床を含む)	新興感染症の入院医療を担当する医療機関 (第一種協定指定医療機関)		新型コロナウイルス発生約1年後(令和2年12月)の新型コロナウイルスの体制 新型コロナウイルス対応で確保した最大の体制	
	発熱外来機関数	新興感染症の発熱外来を担当する医療機関 (第二種協定指定医療機関)	新型コロナウイルス発生約1年後(令和2年12月)の新型コロナウイルスの体制 新型コロナウイルス対応で確保した最大の体制	新型コロナウイルス発生約1年後(令和2年12月)の新型コロナウイルスの体制 新型コロナウイルス対応で確保した最大の体制	
	自宅・宿泊施設・高齢者施設における療養者等に医療を提供する機関数 (病院・診療所、薬局、訪問看護事業所)	新興感染症の自宅療養者等に対する医療の提供を担当する医療機関 (第二種協定指定医療機関)		新型コロナウイルス発生約1年後(令和2年12月)の新型コロナウイルスの体制 新型コロナウイルス対応で確保した最大の体制	新型コロナウイルス発生約1年後(令和2年12月)の新型コロナウイルスの体制 新型コロナウイルス対応で確保した最大の体制
	後方支援を行う医療機関数	新興感染症の対応を行う医療機関に代わって対応を行う医療機関		新型コロナウイルス発生約1年後(令和2年12月)の新型コロナウイルスの体制 新型コロナウイルス対応で確保した最大の体制	新型コロナウイルス発生約1年後(令和2年12月)の新型コロナウイルスの体制 新型コロナウイルス対応で確保した最大の体制
	他の医療機関に派遣可能な医療人材数 (医師、看護師、DMAT、DPAT等)	人材派遣の協定締結医療機関		新型コロナウイルス発生約1年後(令和2年12月)の新型コロナウイルスの体制 新型コロナウイルス対応で確保した最大の体制	新型コロナウイルス発生約1年後(令和2年12月)の新型コロナウイルスの体制 新型コロナウイルス対応で確保した最大の体制

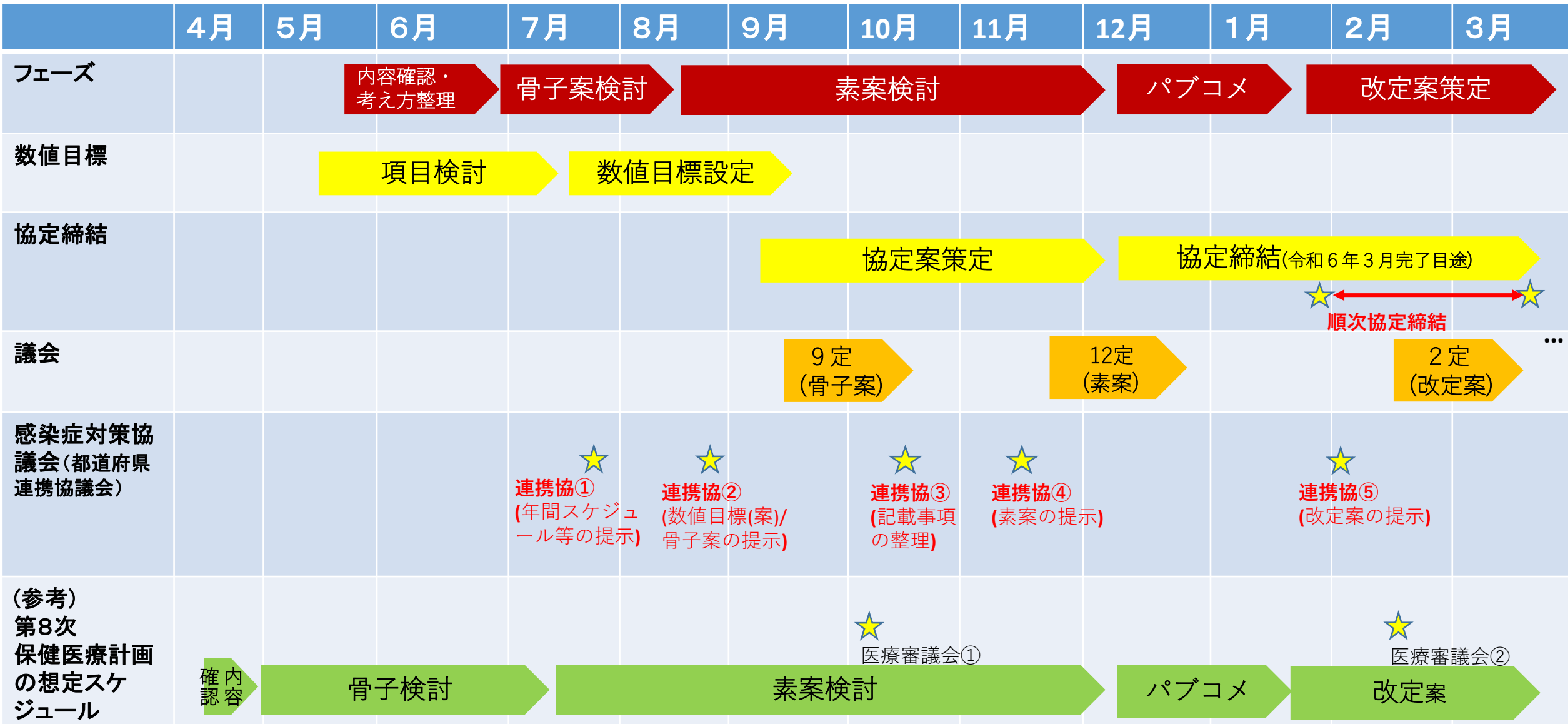
※：感染症法に基づく協定により担保する数値目標
 ○：保健所設置市等が数値目標を定める事項（宿泊療養体制は任意）

国指針に基づく、数値目標の考え方(検査体制・宿泊療養体制・その他)

項目	実施機関	国が想定する設定		
		流行初期	流行初期以降	
		厚労大臣の公表後 1か月以内	厚労大臣の公表後 6か月以内	
(※検査体制)	検査実施能力、地方衛生研究所等における検査機器の確保数	地方衛生研究所等 医療機関 (検体採取・分析) 民間検査機関等 (保健所・医療機関からの分析委託)	協定締結医療機関(発熱外来)における1日の対応可能人数以上 (新型コロナの発生時期をベースとしない)	過去最大の感染拡大時 (令和4年7月～8月)の体制を想定
(※宿泊療養体制)	宿泊施設における確保居室数	民間事業者・行政機関	令和2年5月頃(立ち上げ当時)の体制を想定	令和4年3月頃の確保居室数を想定
(○整備の)	保健所の最大業務量を見込んだ人員確保数	保健所	想定される業務量に対応する人員確保数 (最も保健所業務がひっ迫した時期を想定) ※保健所ごとの内訳も記載	
項目	実施機関	国が想定する内容		
		平時の対応		
(○※確保の)	物資の個人防護具を十分に備蓄している協定締結機関の数 (協定締結上は意項目)	協定締結医療機関 協定締結検査機関	協定締結医療機関等のうち、8割以上の施設が、当該施設の使用量2か月分以上に当たるPPEを備蓄	
(○資質の向上)	人材の養成・医療機関並びに保健所職員や保健所以外の職員に対する研修実施回数 (保健所の感染症有事体制に構成される人員が対象)	協定締結医療機関 保健所 保健所以外の行政機関	平時から年1回以上の研修実施 (保健所は、IHEAT研修の受講者数)	
その他	自治体が必要と判断した目標			

※：感染症法に基づく協定により担保する数値目標
○：保健所設置市等が数値目標を定める事項(宿泊療養体制は任意)

感染症予防計画の想定スケジュール



感染症予防計画の県市スケジュール一覧（現時点の想定）

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月～	
横浜市		策定検討 部会(子会)	保健医療協 議会(親会) 策定検討 部会(子会)	議会報告		パブコメ	議会報告	策定検討 部会(子会)		議会報告			
川崎市			策定部会 親会議	策定部会		策定部会	政調 議会報告	パブコメ	策定部会	政調 策定部会 親会議	議会報告		
相模原市			医療審 議会	関係団体（医師会 等）への意見聴取	医療審 議会		議会 報告	パブコメ					
横須賀市			感染症対策委員会 開催時期、回数未定								議会 報告		
藤沢市					健康危 機管理 保健所 協議会		議会 報告	パブコメ	健康危 機管理 保健所 協議会	議会 報告			
茅ヶ崎市					市民アン ケート		庁議	議会 報告	パブコメ				
神奈川県		感対 協 調査	感対 協	議会 報告	感対 協 医療審 議会	感対 協	議会 報告	パブコメ	感対 協	議会 報告 医療審 議会			

(参考) 国指針と予防計画の関係①

厚生労働省の指針記載事項			設置市予防計画の項目
厚生労働省の基本指針の記載事項	現行の神奈川県予防計画の項目	国が示す留意点	
一 感染症の予防の推進の基本的な方向 (一部修正)	I 感染症対策の推進の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・予防計画に基づく取組状況の進捗確認を行う仕組みの構築 ・都道府県連携協議会の設置 ・専門職を含む人材の確保、派遣、受入れに関する体制の構築 等 	
二 感染症の発生の予防のための施策に関する事項 (一部修正)	II 本編 第一 感染症の発生の予防に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・検疫所と管内医療機関の協定締結に関する協議 ・関係機関及び関係団体との連携 等 	○
三 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項 (一部修正)	第二 感染症のまん延防止に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症の発生の状況等に関する情報の公表に関する市町村への協力要請 ・協力を求めた市町村に対する患者数及び患者の居住地域等の情報提供 等 	○
四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項 (一部修正)	第四 感染症及び病原体等に関する調査及び研究に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国が整備する感染症発生動向調査の情報基盤の活用 ・電磁的方法による発生届及び積極的疫学調査に関する情報の報告等 等 	△

○: 必須、△: 任意

(参考) 国指針と予防計画の関係②

厚生労働省の指針記載事項			設置市予防計画の項目
厚生労働省の基本指針の記載事項	現行の神奈川県予防計画の項目	国が示す留意点	
五 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 (一部修正)	第五 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・新興感染症の発生時を想定した検査体制のあり方 ・地方衛生研究所の体制強化 ・民間検査機関・医療機関との協定締結 等 	○
六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 (一部修正)	第三 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関ごと(感染症指定医療機関、協定締結医療機関、結核指定医療機関、その他医療機関)の役割分担 ・医療機関との協定締結 ・医療提供体制の確保に関する医療関係団体等との連携 等 	
七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び保健所設置市の患者移送体制の確保 ・消防機関との連携、民間事業者等への業務委託等 ・消防機関に対する適切な情報提供 等 	○
八 感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項 (一部修正)	※国のみの記載事項	—	

(参考) 国指針と予防計画の関係③

厚生労働省の指針記載事項			設置市予防計画の項目
厚生労働省の基本指針の記載事項	現行の神奈川県予防計画の項目	国が示す留意点	
九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・体制の確保に当たり対象とする感染症は、法に定める新興感染症を基本とする ・計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に取り組む 等 	○
1 協定締結医療機関（入院）の確保病床数 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させるための病床数 	
2 協定締結医療機関（発熱外来）の機関数 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の疑似症患者若しくは当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者等の診療を行う医療機関数 	
3 協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の機関数 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設や居宅へ医療を提供する医療機関等の数 	
4 協定締結医療機関（後方支援）の機関数 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・診療を行う医療機関等に代わって新興感染症の感染症患者以外の患者に対し、医療を提供する医療機関数 	
5 協定締結医療機関（人材派遣）の確保人数 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・人材派遣に協力する感染症担当者の確保数 	

(参考) 国指針と予防計画の関係④

厚生労働省の指針記載事項			設置市予防計画の項目
厚生労働省の基本指針の記載事項	現行の神奈川県予防計画の項目	国が示す留意点	
九 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項 (新設)	(再掲)	(再掲)	○
6 医療措置協定に基づき個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数 (新設)	新設予定	・個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数	
7 検査の実施件数(実施能力)、検査設備の整備数 (新設)	新設予定	・新型インフルエンザ等感染症等の病原体の検査の実施能力及び地方衛生研究所等における検査機器の数	○
8 協定締結宿泊施設の確保居室数 (新設)	新設予定	・宿泊施設の確保居室数	△
9 医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数 (新設)	新設予定	・感染症医療担当従事者等及び保健所の職員その他感染症の予防に関する人材の研修及び訓練の回数	○
10 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数(IHEAT研修受講者数) (新設)	新設予定	・新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間における感染症の予防に関する保健所の業務を行う人員及び地域保健法第二十一条第一項に規定する者であって必要な研修を受けたものの確保数	○

(参考) 国指針と予防計画の関係⑤

厚生労働省の指針記載事項			設置市予防計画の項目
厚生労働省の基本指針の記載事項	現行の神奈川県予防計画の項目	国が示す留意点	
十 宿泊施設の確保に関する事項 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の確保に関する事項の基本的な考え方 ・保健所設置市が宿泊施設を確保する場合の役割分担 ・宿泊施設の確保に関する方策 等 	△
十一 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛対象者の療養生活の環境整備の基本的な考え方 ・外出自粛対象者の療養生活の環境整備の方策 ・外出自粛対象者の生活支援に係る市町村や民間事業者との連携体制・役割分担 等 	○
十二 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示のあり方 等 	
十三 第五十三条の十六第一項に規定する感染症対策物資等の確保に関する事項 (新設)	新設予定	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から感染症対策物資等が不足しないよう対策等の構築 等 	

(参考) 国指針と予防計画の関係⑥

厚生労働省の指針記載事項			設置市予防計画の項目
厚生労働省の基本指針の記載事項	現行の神奈川県予防計画の項目	国が示す留意点	
十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項 (一部修正)	第七 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する事項	・感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症患者等の人権の尊重に関する方策 等	△
十五 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項 (一部修正)	第六 感染症の予防に関する人材の養成に関する事項	・県、保健所設置市、医療機関等における感染症に関する人材の養成、資質の向上 等	○
十六 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項 (新設)	新設予定	・感染症対応における保健所業務の役割の明確化と関係機関との連携を含めた体制構築 ・感染症危機発生時における保健所の人員体制、応援派遣の受入れ体制 等	○
十七 特定病原体等を適正に取り扱う体制の確保に関する事項 (一部修正)	※国のみの記載事項	—	
十八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策 (国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。)に関する事項 (一部修正)	第八 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、並びに医療の提供のための施策に関する事項	—	○
—	第九 感染症対策における関係機関及び関係団体との連携	—	
十九 その他感染症の予防の推進に関する重要事項 (一部修正)	第十 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	—	